

特定目的地停留所の設置について

資料6-1

申請場所 亀山市菅内町1369-1

名称案 オークワサウス亀山店 (707)

停留所位置

● 申請箇所



申請箇所



標識設置予定箇所

乗合タクシー地域停留所の廃止について

廃止停留所

番号	停留所名	所在地
R-09	はるさめカラオケ喫茶前	関町木崎関台 78-1

廃止理由

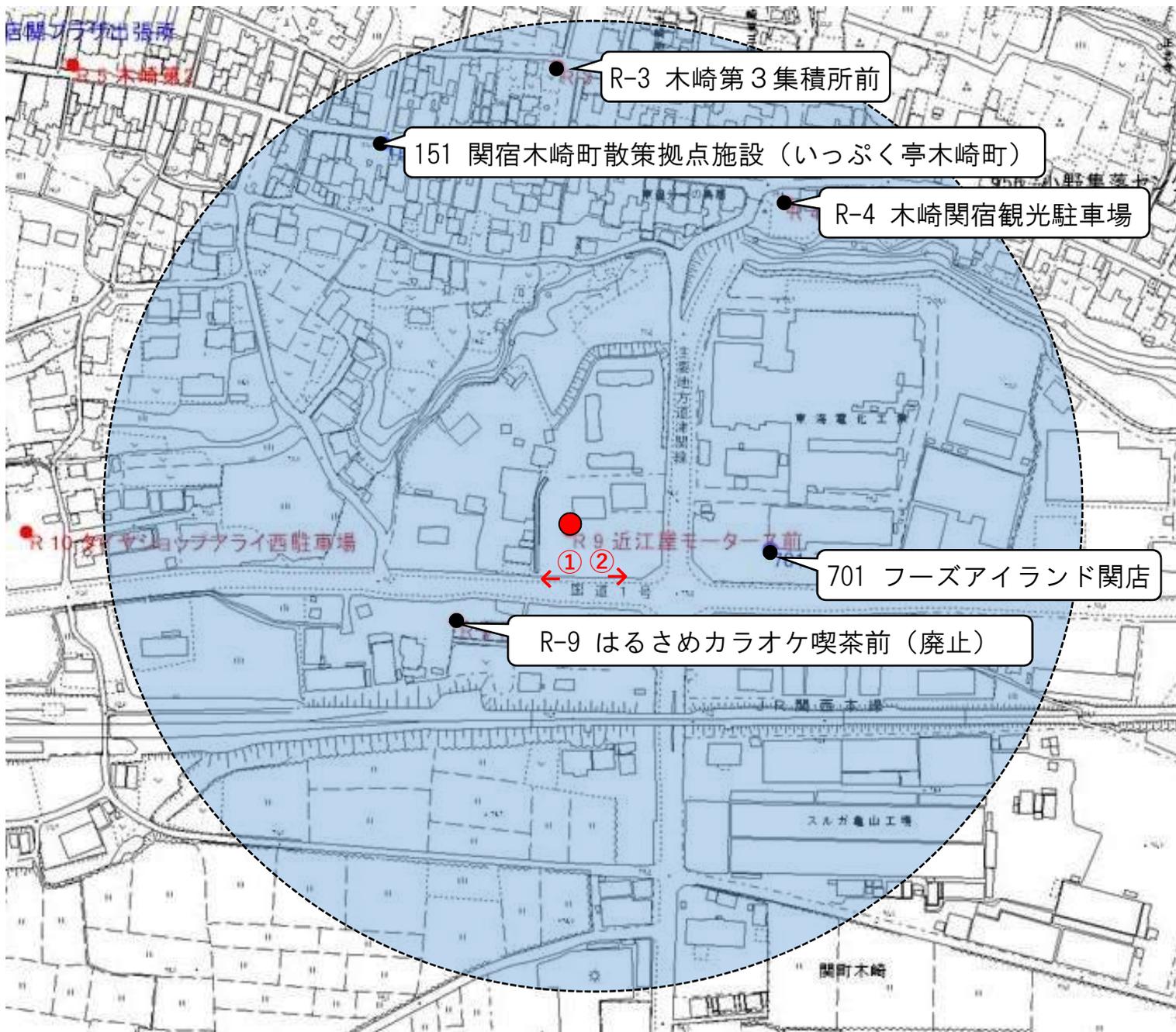
乗合タクシーを導入した平成 30 年 10 月から現在まで乗降実績がないことや、国道 1 号線の南側の住民は少なく、今後の利用が見込めないため

位置図

R-09 はるさめカラオケ喫茶前



停留所位置（外円は半径250m）



要望場所 関町木崎地内
 名称案 近江屋モータース前（R-9）

【地域停留所設置基準】

設置の特例基準3: 交通量の多い道路を横断する必要があるなど既設の地域停留所までの徒歩での移動に危険が伴う場合を適用。

【設置理由】

- ・新設予定であるR-9 近江屋モータース前から北側にある停留所は、坂道となっている。また、東側にあるフーズアイランド関店まで行くには、国道1号線を渡る必要があり危険である。
- ・新設予定であるR-9 近江屋モータース前周辺は、75歳以上の高齢者が多く、今後の利用が見込まれる。

写真 1



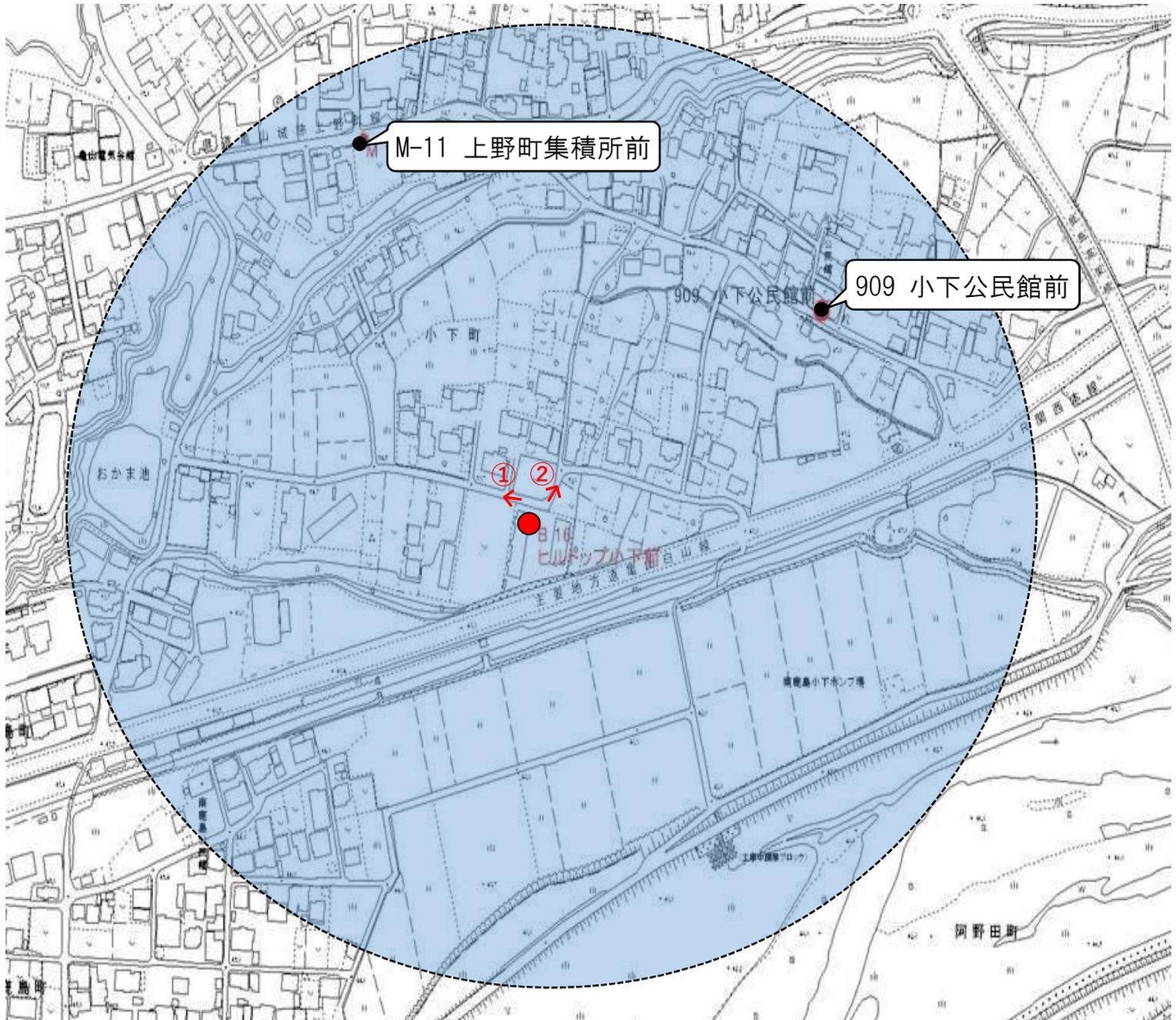
写真 2



※要望箇所は、車両の待機、利用者の乗降に支障がないことを確認済み。

地域停留所設置要望（井田川地区南まちづくり協議会）

停留所位置（外円は半径250m）



要望場所 小下町地内
 名称案 ヒルトップ小下前（B-16）

【地域停留所設置基準】

設置の特例基準2：道路の幅員が狭く入り組んでいるなど既設の地域停留所が離れている場合を適用。

【設置理由】

- ・新設予定であるB-16ヒルトップ小下前の周辺地域に利用者があるが、最寄りの停留所（909 小下公民館前及びM-11 上野町集積所前）まで250m以上の歩行距離があるため設置する。
- ・新設予定であるB-16ヒルトップ小下前の周辺地域は、75歳以上の高齢者も増えているため、今後の利用が見込まれる。

写真 1



写真 2



※要望箇所は、車両の待機、利用者の乗降に支障がないことを確認済み。